

## 議 案 第 2 号

### 専決処分の報告及び承認について

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、平成27年4月1日を施行日として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が同年3月27日に公布され、自立支援医療に係る負担上限月額及び療養介護医療に係る負担上限月額に係る経過措置が延長されたことから、特に緊急を要すると認め、高額治療継続者に対する医療費の助成に係る所得制限の緩和措置を延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成27年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

高額治療継続者に対する医療費の助成に係る所得制限の緩和措置を延長するため。

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成19年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成27年3月31日まで」を「平成30年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。